

ワクチン・検査パッケージ制度に関するQ&A

〈目次〉

Q 1	ワクチン・検査パッケージ制度とは何ですか。	1
Q 2	飲食店は必ず「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用しなければなりませんか。	1
Q 3	感染拡大時に課される会食の人数制限はどのようなものですか。	1
Q 4	飲食店がワクチン・検査パッケージを適用する場合、どうすればよいですか。	1
Q 5	認証店は、認証を取り直すこととなりますか。	1
Q 6	ワクチン・検査パッケージを適用しなければ、営業時間の短縮や酒類の提供についても、緩和されないのですか。	1
Q 7	登録を申請したら、現地確認があるのですか。	1
Q 8	登録申請後は、どのような手続きとなるのですか。	1
Q 9	登録申請の期限（締切）、登録の有効期限はありますか。	2
Q 10	感染が拡大した後からでも登録できますか。またその場合、どの時点からパッケージが適用されますか。	2
Q 11	登録が取り消されることがありますか。	2
Q 12	登録した後、辞退することはできますか。	2
Q 13	飲食店は、同一グループが同一テーブルで5人以上の会食をする場合、全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認しなければなりませんか。	2
Q 14	4人以下の会食の場合も確認しなければなりませんか。	2
Q 15	5人以上のグループでも、同一テーブルに4人以下で会食する場合、確認が必要ですか。	2
Q 16	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認とはどのようにするのですか。	2
Q 17	3回接種済みの場合、接種済証は3回目のもののみ確認すればよいですか。また、3回目の接種からの経過期間はいつからですか。	3
Q 18	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認のときに、併せて行うことはありますか。	3
Q 19	現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査結果の確認が必要ですか。	3
Q 20	12歳未満の児童についてどのように本人確認や年齢確認をすればよいですか。	3
Q 21	例えば、会食の人数制限が要請されているときに、5人グループが来店し、同一テーブルの利用を希望されたが、その中にワクチン未接種で検査も受けていない人がいた場合、どうすればよいですか。	3
Q 22	薬局等で検査を無料で受けることができると聞いたのですが、教えてください。	3

Q1 ワクチン・検査パッケージ制度とは何ですか。

飲食の場合、飲食店が入店者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、感染拡大時（緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等）に課される会食の人数制限を緩和する制度です。

Q2 飲食店は必ず「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用しなければなりませんか。

飲食店全てに活用を義務づけるものではありません。感染拡大時に人数制限の緩和の適用を受けようとする事業者があらかじめ県に登録する制度です。

Q3 感染拡大時に課される会食の人数制限はどのようなものですか。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されたとき、又は平常時でも感染が拡大傾向にある場合に、同一テーブルでの会食を4人以下とすることが県から要請されることになっています。

そうした場合にも、第三者認証を受けた飲食店（以下「認証店」といいます。）で、ワクチン・検査パッケージを適用する場合は、人数制限なしとなります。

Q4 飲食店がワクチン・検査パッケージを適用する場合、どうすればよいですか。

いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局に登録申請を行ってください。

登録申請は、認証制度のホームページからオンラインで行うか、登録申請書を事務局へ郵送することにより、行ってください。

なお、登録申請にあたっては、認証店であることが必要です。認証されていない飲食店は、認証申請と併せて登録申請を行ってください。

Q5 認証店は、認証を取り直すこととなりますか。

既に認証されている場合、改めて認証を取り直す必要はありません。ただし、認証制度の有効期間は1年間なので、期間が切れる前に更新してください。更新しない場合は非認証店となりますので、ワクチン・検査パッケージの適用を受けることはできません。

Q6 ワクチン・検査パッケージを適用しなければ、営業時間の短縮や酒類の提供についても、緩和されないのですか。

感染拡大時の営業時間の短縮や酒類の提供については、認証店であれば制限が緩和されます。ワクチン・検査パッケージの登録とは関係ありません。

Q7 登録を申請したら、現地確認があるのですか。

登録にあたっての現地確認はありません。ただし、感染拡大時には確認する場合があります。

Q8 登録申請後は、どのような手続きとなるのですか。

申請内容を確認できた認証店には、申請から10日程度で登録ステッカーを送付しますので、店頭のわかりやすい場所に掲示してください。認証店のステッカーと併せて掲示することをお勧めします。

なお登録後は、認証制度のホームページで、ワクチン・検査パッケージを適用する認証店であることを公表します。

Q 9 登録申請の期限（締切）、登録の有効期限はありますか。

いずれも期限はありませんが、登録申請は、感染拡大時に備えて、制限緩和の適用を受ける前までに行ってください。

Q 10 感染が拡大した後からでも登録できますか。またその場合、どの時点からパッケージが適用されますか。

感染拡大後でも登録は可能です。ただし、利用者への周知の観点から、パッケージの適用は、ステッカー到着後、または認証ホームページでの店名公表後からとなります。

Q 11 登録が取り消されることがありますか。

ワクチン・検査パッケージの適用が適切になされていない場合には、取り消すことがあります。まずは、接種歴又は検査結果の陰性の確認を適切に行ってください。

Q 12 登録した後、辞退することはできますか。

辞退することは可能です。登録を取り消す手続きを行いますので、事務局にご連絡ください。

Q 13 飲食店は、同一グループが同一テーブルで5人以上の会食をする場合、全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認しなければなりませんか。

全員について確認してください。

Q 14 4人以下の会食の場合も確認しなければなりませんか。

確認する必要はありません。

Q 15 5人以上のグループでも、同一テーブルに4人以下で会食する場合、確認が必要ですか。

5人以上のグループが同一テーブルで会食する場合にのみ確認が必要です。

例えば、5人のグループで入店しても、3人と2人に分かれた上、テーブル間の交流をしない場合は確認不要です。

Q 16 ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認とはどのようにするのですか。

ワクチン接種歴については、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含みます。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認します。

予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可能です。

検査結果については、医療機関又は衛生検査所等が発行したPCR検査等の結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認します。

この場合、検査結果の有効期限は、PCR検査・抗原定量検査は検体採取日より3日以内（来店の

3日前から)、抗原定性検査は検体採取日から1日以内(来店の前日又は当日)となります。

詳しくは[こちら\(内閣官房HP:制度要綱、留意事項、抗原定性検査の実施要綱\)](#)をご覧ください。

Q17 3回接種済みの場合、接種済証は3回目のもののみ確認すればよいですか。また、3回目の接種からの経過期間はいつからですか。

3回目接種済みの場合、接種済証は3回目のもののみ確認すればよいです。その場合、既に2回目の接種日から14日以上経過していることが想定されるので、3回目接種からの経過期間を確認する必要はありません。

Q18 ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認のときに、併せて行うことはありますか。

接種歴又は陰性を確認した本人であることを確認してください。本人確認は、運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書のほか、健康保険証や学生証などでも構いません。

Q19 現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査結果の確認が必要ですか。

子どもについても、陽性であれば他者への感染力があることが示されており、小学1年生以上12歳未満の児童については、検査結果の陰性を確認することが必要です。

なお、未就学児は、同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査は不要です。

Q20 12歳未満の児童についてどのように本人確認や年齢確認をすればよいですか。

自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認でも構いません。

Q21 例えば、会食の人数制限が要請されているときに、5人グループが来店し、同一テーブルの利用を希望されたが、その中にワクチン未接種で検査も受けていない人がいた場合、どうすればよいですか。

グループ全員の5人が同一テーブルで会食することは、要請に反するので避けてください。2人と3人に分かれ、別テーブルに座ってもらった上で、テーブル間の交流を避けるようにしてください。

Q22 薬局等で検査を無料で受けることができると聞いたのですが、教えてください。

県では、健康上の理由等によりワクチン接種ができない方の検査無料化の体制を整えています。詳しくは[こちら\(石川県HP:PCR検査の無料化について\)](#)をご覧ください。